

## 地域計画変更（案）に対する意見の結果

- 1 公告年月日 令和8年2月19日
- 2 公告番号 第65号
- 3 縦覧期間 令和8年2月19日～令和8年3月4日
- 4 利害関係者からの意見数

計 1人 1件

(1) 郵送	人	件
(2) F A X	人	件
(3) メール	人	件
(4) 直接提出	1人	1件

### 5 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
<p>(1) 意見部分 当該計画変更（案）の地図に標記の「土地改良事業・予定エリアの白塗りの農地については、促進計画等の計画により、担い手への集積・集団化を進めます。」部分について</p> <p>(2) 当土地改良事業計画経緯 当該図面の地域は、地元有志である推進委員が中心となり当該事業推進に向けて活動している。 しかし、本件に不同意の地権者も相当数存在し、いわゆる虫食いの状態である。よって推進委員等を中心に不同意の地権者に対する説得を試みるも虫食い状態解消に至っていない。 現に当該推進委員等はこれまでに現時点白抜き部分以外の周辺枠線部分の土地も事業対象としていた経緯がある。</p> <p>(3) 「土地改良事業・予定」について 地元不同意者が存在し、当該事業開始「未</p>	<p>御意見を踏まえ、土地改良事業法第86条第1項に基づき土地改良事業として適するものと決定された事業のエリアを白塗りとし、それ以外の予定エリアについては白塗りを削除します。</p> <p>「土地改良事業・予定エリアの白塗りの農地については、促進計画等の計画により、担い手への集積・集約化を進めます。」の文言を「土地改良事業法第86条第1項に基づき土地改良事業として適するものと決定された事業のエリアの白塗りの農地については、促進計画等の計画により、担い手への集積・集約化を進めます。」に改める等、関連する箇所の文言を改めます。</p>

定」であるにもかかわらず、現時点において早期事業開始を目論み、白抜き部分について「土地改良事業・予定エリア」として当該事業開始については事業遂行を予定するのは、いずれを主体とした文言であるか不明である。

#### (4) 結論

同文言は推進派を主体とすれば明確な文章である。しかし、現時点では不同意者相当数存在している中で行政が推進派を主体とした文章（計画）を公示するのは公正中立であるべき行政の立場を逸脱しているのではないか。

すなわち、地元不同意者が現存する当該土地改良事業に行政が推進者等に賛同するような公示は不適と考慮し意見する次第である。